

	延面積		対象外業務率	対象外業務の内容
	業務内容の項目			
基本設計に関する業務細分率	(1)設計条件等の整理	(i)条件整理	0.5	設計担当者が所管課の設計要求等を一次整理した上で設計者へ伝達する範囲。
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	0.5	設計担当者が所管課の条件変更等を一次整理した上で設計者へ伝達する範囲。
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査		
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	1.0	計画通知を伴わない場合。
	(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ			
	(4)基本設計方針の策定	(i)総合検討		
		(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明		
	(5)基本設計図書の作成			
(6)概算工事費の検討				
(7)基本設計内容の建築主への説明等		0.5	設計担当者と協力して所管課へ説明をおこなう。	
実施設計等に関する業務細分率	(1)要求の確認	(i)建築主の要求等の確認	0.5	設計担当者が所管課の設計要求等を一次整理した上で設計者へ伝達する範囲。
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	0.5	設計担当者が所管課の条件変更等を一次整理した上で設計者へ伝達する範囲。
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査		
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	1.0	計画通知を伴わない場合。
	(3)実施設計方針の策定	(i)総合検討		
		(ii)実施設計のための基本事項の確定		
		(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明		
	(4)実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成		
(ii)建築確認申請図書の作成		1.0	計画通知を伴わない場合。	
(5)概算工事費の検討				
(6)実施設計内容の建築主への説明等		0.9	県担当者において所管課へ説明をおこなう。設計者は補助的部分のみ。	